

令和5（2023）年度

八尾市立成法中学校部活動に関する活動方針

令和5年4月

校長 柿並 祥之

1 部活動の目的

- (1) 部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- (2) 部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、教育的意義は大きいものである。
- (3) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むべきものである。

2 部活動の運営

(1) 設置している部活動

野球部 ・ 陸上競技部 ・ サッカー部 ・ バレーボール部（女子） ・
バスケットボール部（男子・女子） ・ テニス部（男子・女子） ・
卓球部 ・ 吹奏楽部 ・ 美術部 ・ 科学部 ・
家庭科部 ・ 民族部 ・ 手話部

(2) 活動計画

ア 部顧問は年間活動計画及び月別活動計画を作成し、計画的な活動を行う。

イ なお、月別活動計画には、登校時刻及び下校時刻を記載するものとする。

*それぞれの時期による最終下校時刻はつぎのとおりとする。

- ・ 4月～9月、3月 … 18時00分
- ・ 10月、2月 … 17時00分
- ・ 1月 … 17時15分
- ・ 11月、12月 … 17時00分

(3) 休養日の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- イ 公式戦への参加やそれにむけた練習等により、休養日を設けることができない場合は、休養日を当月中に振り替えるものとする。やむをえず、当月内で振り替えることができない場合は、前月または翌月で休養日を設けるものとする。
- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(4) 活動時間

- ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

3 活動上の留意点

- (1) 生徒の心身における健康管理及び事故防止の徹底
- (2) 体罰やハラスメントの根絶の徹底
- (3) 大阪府及び八尾市の指針に準じた熱中症事故の予防
- (4) 各部活動の活動方針・活動計画の周知

4 その他

(1) 参考資料

- ア 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁平成30年3月)
- イ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁平成30年12月)
- ウ 大阪府運動部活動の在り方に関する方針(大阪府教育委員会平成30年9月)
- エ 大阪府文化部活動の在り方に関する方針(大阪府教育委員会平成31年2月)
- オ 八尾市運動部活動の在り方に関する方針(八尾市教育委員会平成31年2月)